



議案第三十四号

小河内地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の
時期及び方法について

次のとおり小河内地区農業用排水施設整備事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時
期及び方法について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和四十七
年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求めらる。

昭和五十二年三月十一日

三朝町長 松村 喬成

昭和五十二年三月廿五日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 積

記

- 一 事業の名称
山村地域農林漁業特別対策事業農業用排水施設整備事業
- 二 施行場所
東伯郡三朝町大字小河内地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の三〇パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
工事に着手した日の翌日から昭和五十三年三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。